

科目等履修生制度について

これは、社会人等に対しパートタイムによる学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えようとする生涯学習の一環ともされる制度である。

本学の学生以外の者が、科目等履修生として本学に入学し、学部又は大学院において開設している特定の授業科目を履修して、所定の成績を修めた場合に、本学の正規の一定単位を認定する。

既に、短期大学、高等専門学校を卒業し、あるいは大学に2年以上在学(在学中に62単位以上の修得が必要)した者には、この制度により修得した単位を加算することにより大学卒業者と同様の学士の学位が授与される道も開かれている。

なお、学士の学位は、「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構」の行う修得単位(社会人等になってから修得した科目62単位以上を含む)の審査及び試験に合格した場合に、同機構から授与されることとなる。

詳細については、下記に問い合わせること。

「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構」

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL 042-307-1550